

古紙回収ボックスの設置

ごみの減量・リサイクルを促進するため、古紙回収ボックスを公共施設2か所に設置しました。家庭で不要になった古紙類のリサイクルのためにぜひご利用ください。

【設置場所】

◆市役所本館正面入口付近 ◆西支所入口付近

【回収品目】

◆新聞紙 ◆段ボール ◆その他の紙

※分別区分は、地域の不燃ごみ収集日で回収している区分と同じ
※紙類の詳しい分別方法は「ごみ分別ルールブック」に記載

【持ち込み方法】

◆8時30分～17時15分に持ち込みを

◆種類ごとに紙ひもで縛って投入口（横65^{センチ}×縦35^{センチ}）へ

※古紙以外は出さないでください

【その他】

これまでどおり、地域の不燃ごみの収集日にも出せます
▶詳しくは、生活環境課（☎66・1005）へ。

まいづるメール配信サービスへの登録を

市役所から行政情報を電子メールでお届けする「まいづるメール配信サービス」。配信メニューは、防災情報、不審者情報、観光・イベント情報、市政情報、クマ出没情報、その他緊急情報です。

配信メニューの中から、必要な項目を選んで登録できます。ぜひご利用ください。

登録は、右のコードを読み取るか、登録ページ（<https://service.sugumail.com/j-maizuru/>）から。

▶詳しくは、広報広聴課（☎66・1041）へ。



7月開設予定の休日急病診療所 看護師（パート勤務）を募集

7月開設予定の休日急病診療所（舞鶴医療センター敷地内に設置）勤務の看護師・准看護師を募集しています。対象は、看護師または准看護師免許を持ち、外来診療の経験のある人。

同診療所では、軽度な症状に対応する一次救急医療を実施。勤務は日曜日・祝日・年末年始の日勤帯。月1～2回程度のシフトを予定。賃金などの雇用条件は今後決定しますが、休日のため平日勤務より良い条件を予定しています。

▶詳しくは、健康増進課（☎75・2250）へ。

ものづくり中小企業設備投資促進補助金

一定の新規雇用を伴う市内中小企業の設備投資に対して補助金を交付。生産力の向上と雇用の場の確保、市内産業の振興を図ります。

【対象】

企業立地補助金の対象外区域で製造業を営む市内中小企業

【対象経費】

次の要件を満たす設備の購入またはリース費用（設備稼働のための必要となる付帯物も含む）

◆事業の用に供するための設備導入

◆1人以上の市内新規雇用を伴う

◆1設備につき取得金額150万円以上かつ耐用年数5年以上（リースの場合は5年以上のリース契約）

【補助率】

◆一括購入…設備取得費×10^{パーセント}（上限300万円）

※新規雇用者が2人以上かつ新規雇用者のうち正社員が2分の1以上の場合、設備取得費×15^{パーセント}（上限450万円）

◆割賦購入・リース契約…年間支払額の2分の1（上限200万円）

※新規雇用者が2人以上かつ新規雇用者のうち正社員が2分の1以上の場合、上限300万円。

※ただし、割賦販売、リース契約の場合、年間支払額によって補助率などに別途変更があります。

【その他】1事業所あたりの補助は年度内2回まで

▶詳しくは、企業立地・雇用促進課（☎66・1021）へ。

都市計画 公園の変更に係る（案）の縦覧

【変更する都市計画】

西運動公園の追加

【変更する理由】

これまで多目的な運動広場として利用されてきましたが、子どもからお年寄りまで幅広い層の市民にとって身近な憩いの場、スポーツレクリエーションの場としての機能をもつ総合公園として都市計画に位置付け、整備を行うために実施するもの。

【公告日】

1月15日（休）

【縦覧期間】

1月15日～29日（休）、8時30分～17時15分

【縦覧場所】

市役所情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南・加佐公民館、大浦・城南会館

【その他】今後の予定

◆舞鶴市都市計画審議会付議…平成27年2月中旬

◆京都府知事への協議…3月上旬

◆都市計画変更の決定・告示…3月下旬

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

平成27年度実施の主な税制改正

◆住宅借入金等特別控除の延長、控除限度額の拡充

市・府民税の住宅借入金等特別控除について、平成25年12月31日までの適用期限が4年間延長され、平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が136,500円に引き上げられます。

所得税の住宅借入金等特別控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額が、下記の控除限度額の範囲内で市・府民税から控除されます。

	居住開始年月日	控除限度額
現行	平成25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% （最高97,500円）
延長	平成26年1月1日～平成26年3月31日	
拡充	平成26年4月1日～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7% （最高136,500円）

※平成26年4月1日～29年12月31日の控除限度額は、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が5^{パーセント}である場合は所得税の課税総所得金額等×5^{パーセント}（最高97,500円）となります。

◆上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する軽減税率の特例廃止

平成27年度から上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10^{パーセント}軽減税率の特例措置が廃止され、本則税率の20^{パーセント}が適用されます。

平成22～26年度	平成27年度以降
10% （所得税7%、市民税1.8%、府民税1.2%） ※所得税については平成25年分まで適用	20% （所得税15%、市民税3%、府民税2%） ※所得税については平成26年分から適用

▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。

平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援 （再建経費の一部を補助）

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。報告は2月27日（金）まで。

▶詳しくは、建築住宅課（☎66・1050）へ。

固定資産税（償却資産）の申告をお忘れなく

償却資産を所有している事業者は、1月1日現在の状況を2月2日（月）までに申告してください。

【申告はお早めに】期限直前になると窓口が大変混み合いますので、早めの申告にご協力をお願いします。また、地方税ポータルシステム「eLTAX」で電子申告もできます。

《償却資産とは》法人や個人で工場・商店などを営んでいる人で、その事業のために用いている機械・器具・備品などのことです（下表参照）。

業種	課税対象となる主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、ルームエアコン、内装・内部造作、広告塔、ネオンサイン、自動販売機、舗装路面など
製造業	製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包（こんぼう）機など
印刷業	各種製版機および印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機など
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけなど
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診察ユニット）など
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装および機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピーなど

※小型特殊自動車（トラクターや乗用装置付きコンバインなどの農耕作業車、小型フォークリフトなどの小型特殊作業車など）は、軽自動車税の課税対象となります。税務課で登録届出を行ってください。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。

工業統計調査を実施

製造業の事業所を対象に、工業の実態を明らかにするために、工業統計調査を実施します。調査員証を携帯した調査員が、1月中旬から調査票の記入をお願いに伺います。ご協力をお願いします。

▶詳しくは、総務課（☎66・1044）へ。